

〔翻刻〕 実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六

——「宇治記」「字記」引用記事——

雨 野 弥 生

はじめに

『扶桑蒙求私注』は、かつて、牧野和夫氏が「扶桑蒙求私注」を通して見た一、二の問題——「宇治記」佚文のこと——^①においてその意義を指摘されたように、『今昔物語集』や「宇治大納言物語」との関連性において注目される資料である。水府明德会彰考館蔵本『扶桑蒙求私注』（以下、「彰考館蔵本」とする）は、元禄六年の書写奥書を持つ写本であるが、これについては、すでに牧野氏のご論考によって「宇治記」「字記」引用箇所が紹介されており、注目されるようになって久しい。^②

ところで、この彰考館蔵本とは別に、京都岩倉に在する実相院にも、写本『扶桑蒙求私注』第六が蔵されている。^③以下、本稿ではこれを実相院蔵本とする。実相院蔵本の存在は『国書総目録』に記載

がなく、これまでのところ、ほとんど世に知られていない状態にあったと思われる。

実相院蔵本は、本文末尾に応永年間の書写奥書を持つ。これまでに知られてきた彰考館蔵本との比較をする上でも、また『扶桑蒙求私注』本文研究をさらに進展させる上でも、実相院蔵本は価値のある本文を提供する資料であるといえよう。そこで本稿では、実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六の本文のうち、まずは、これまで比較的検討されることの多かった「宇治記」「字記」の引用記事を翻刻し、紹介する。今後の研究に資するところとなれば幸いである。

実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六における「宇治記」「字記」引用の箇所は、牧野氏によって紹介された彰考館蔵本と同じく、四箇所である。それぞれの箇所を示す通し番号（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）は、前述の牧野氏のご論考に倣った。なお、Ⅰについては、「宇治記」の引

用記事に続く『古今和歌集』引用記事においても、「宇治記」に触れる箇所があるため、『古今和歌集』引用記事も併せて翻刻する。

貴重な資料の披閲と翻刻をご許可下さった実相院ご門跡に深く感謝申し上げる。なお本稿は、牧野氏のご論考に多くを依っている。

記して御礼を申し上げます。実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六の本文全文の翻刻については、稿を改めて引き続き行うこととしたい。

一 書誌

表紙には紺地に菱形の斜め格子模様の花柄を織り合わせた厚手の布を貼り付けている。装丁は袋綴。糸で綴じてある。大一冊。表紙左端に題簽の剝落した痕跡あり。写本。寸法はタテ二十七・四センチ×ヨコ二十一・〇センチ。小口に「扶桑蒙求私注」と墨書き。每半葉十三行。『扶桑蒙求私注』と『雑談鈔』の合冊。遊紙なし。全体の構成は以下の通り。一オから一ウにかけて、遍照から慶田まで四十一人の僧名を目次として列挙。その目次の後に続けて、二オに内題「扶桑蒙求私注第六」、その後すぐに本文が続く。『扶桑蒙求私注』第六の本文の末尾にあたる四十九オに、以下の奥書あり。

応永卅一年二月下旬以清和院本書写之

卒尔之間不及校合定訛多者歟

四十九ウに「雑談鈔」との内題。五十オから『雑談鈔』本文。本

書末尾である六十三ウから六十四オにかけて以下の奥書あり。

本云

弘安八十廿一請出或人之本書写之 実仙記

千光院

聖准后御筆也

此記一見之処不審異説相交者也分明之儀注付後見悉之

「六三ウ

応永卅三年四月廿三日書写了此本雖令

所持朽損之間所写置之也

三井沙門 ●（墨滅）

〔花押〕

内題に「第六」とあることから、本来は何冊かに分冊されたものであった可能性も考えられるが、現在のところ、実相院に伝わる他の部分の存在は未詳である。また、実相院本がもともと抄出なのか、完本であったのかも不明である。

二 凡例

一、本翻刻は、実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六の本文のうち、「宇治記」「宇記」引用記事の抄出である。

一、本文の配行は原本通りとした。

一、原本中の漢字は全て漢字で、片仮名は全て片仮名で表記した。

ただし、漢字は現在通行の字体を用いることとし、俗字・略字など異体字の類も、原則として現在通行の字体に改めた。また、原本では付属語や活用語尾を片仮名小字で表記しているが、本翻刻では通常の大サイズの文字に改めた。

一、「ノ」(シテ)のような特殊な合字などは通行の文字に改めた。

一、反復記号は原則として原本のまま、「ヽ」、「／」を区別して用いた。

一、虫損によって文字が欠けているものの、彰考館蔵本によって字形の推測できる部分は、() のカッコに入れて示した。

一、原本に傍書の形で補入がある場合は、《補入》のカッコに入れて示した。

一、見せ消ちのある場合は、該当箇所には傍線を引き、元の文字を「見せ消ち」のカッコに入れて示した。

一、墨減は●で表した。

一、改丁の箇所では「一ウの如く、各丁数と表裏の別を注記した。

三 翻刻

I 三ウ

宇治記云深草ノ御時藏人頭ニテ少将良峯宗貞心ハハ形ヨリ
始メテ○可如何之(不云)

古今集云深草ノ帝ノ御時ニ藏人ノ頭ニテ夜ル昼馴奉リケル

諒闇ニ成ニケレハ更ニ世ニ不交シテ比叡ノ山ニ登テ頭オロシテケリ

其又ノ年御服脱テアルハ冠賜ルト悦ケルヲ聞テヨメル 僧正遍照

皆人ハ花ノ衣ニ成ヌラム蘿袂ヨカワキタニセヨ

今云此哥雖在宇治記依有少異重書之

II 十二ウ〜十四ウ

宇記云河内国讚良郡ノ郡司ナル者年来経仏ヲ書儲ケ奉テ

エ供養セヌニ辛ウシテ一生ノ畜ヘヲ尽シテ其日ヲ限テ儲ケタリ湛然

アサリヲワサト請シ下シテ講師ニス事始マル程ニ国ノ内ニ上下ノ

人市ヲ成テ居並タリ檀越高座ノ下ニテ手ヲツカミテ屈カ

居テ「見せ消ち」タリ」説経ヲキク今講師声ヲ捧テ表白スル程ニ此居並タル

┌ 十二ウ

聴聞衆ノ俄ニ板敷ヨリハラ／＼ト迷ヒ落テノ、シル檀越コハナニ
事ソ／＼トイヘトモイラフル人ナシ講師モアキレテシサシテ居タリ

シハシハカリアレハ国ノ守ノイマスル也檀越ノ郡司迷ヒ下テ居タリ
国ノ守殿年イタウ老給タレハ郎等共ニカキオロサレテ郎等二
カ、リテイマシヌ貴キ事ヲストキケハ教化ヲモ聴聞セムト思テ
キツルナリトテ昇テ中ノ間ニ居ヌ手ヲ押摩^{フシモ}テトク申アケ
給ヘト講師ニイヘハ講師無下ノ国人共ノキ、ツレハ暗ノ夜カナト
思ヒツルニコレハシモ老タレハ昔ノ上手共ノシケムモヨクキ、集メ
タリサヘモ只今ノ隆ノ者ナレハサルヘキ事共キ、シリタルラム此カ
キカンニサエサカシテキカセムト思テ声ヲサ、ケ扇ヲ開キツカヒ
如意ヲ高ウニキリカヒナヲノヘテ今シタツホトニ此守ノ翁ノ
云ヤウ詣テコウシニタリ結縁ノホトハカリニテマカリ休マウト云
テ講師ノ房ニシツラヒタル所ヘイヌ檀越ノ郡司説経ヲキ、
「十三オ
サシテ守ノモトヘイヌ講師ハ守モキ、サシテイヌ檀越モイヌ冷
シキ事限ナシ檀越ノ婦ラムコソハ待テシハテメト思ホトニ何トモ
ナキ事ヲ期ナクイヒ居タリ兼テ案シツル●事共ミナ違ヒ
タレハ只聞人モナキマ、ニ云居タル也ハツヘキ期モナシワヒシキ事限
ナシ守ノ御前ノ物マイラスレハイトヨシクルシキニコウシニタルニモテ
コト云テ酒ニ盞三盞飲ツ檀越ニ守ノ云ヤウ此講師ハ只今ノ
名ノ一ニイマス布施ナトワロクシテハイトナツマシカルヘシサヤウノ事ハ
田舎人ハエシラシナニくカシタル取出ヨ裏タルサマモ見ム又布施ハ

共ナル郎等共シテトラセムトイヘハ悦ヲナシテ説経モキカテ講
師アレニモヤラテ居タルカ攀縁カマシウ覺ヘ居タルニカウノ給ヘハ
喜ヲナシテモチツ、キテ御前ニ置ツ一段ノ一裏ハ綾卅疋
絹卅疋今一裏ハ絹五十疋也浄ケナル絹共ニ皆裏タレハイヘト
浄ケ也守見テイトヨウシタリケリマウトハ物ノユヘ知タリケレハ
「十三ウ
カウハスルツカシ徳ノヤウ公方ナケレハカクスルモ理リナリ抑ナス
ヘキ官物ノ数ハアリ此ハ其物ノ代ニ我取テム又取出テ、是
カヤウニ数オトサストク裏テ講師ニ奉ルヘシアナカシコ愚カニ
スヘカラスト云テ男共マウテ、コレトレト云ヘハ郎等二人来テタキ
テ去ヌサテ馬寄サセテハヒ乗テイヌレハ檀越目口ヲアキテ
物モ覚ヘスシハシハカリ有テ目ヨリ大ナル泪ヲ雨ノ如ニコホシテ
泣事限ナシ泣入テウツフシ臥タレハ子共ナト糸惜カリアヒテ
各絹ヲ求メサワキテ卅疋ハカリアヤシノ絹取集テソ講師ニハ
取セケルソノオリ檀越講師ノ高座ニ居タル所ニユキテカ、ル
外道ニ功德ヲ妨ケラレヌルカカナシキ事ト云テ声ヲ捧ケテ
ヲメキケレハ説経モハカくシウモセテ高座ヨリ下テ何ニくト問ヘ
トモ泣入テ臥レハ子ノ男出キテカウくノ事ノ候ヒツル也トイヘハ
ナニカ歎キ給フヲノレハ物取セ給ハストモ愚ニ思ヒ奉ルヘキニモ非ヌ

御年老テイマス身二年來畜ヘヲ此料くト畜ヘ置テコノ

二十四オ

願ヲトケ給フニ魔障ノ俄ニ來テ妨ムトスルハ功德ノ慥カナレハ
カクハ妨クル也サレトモ大道心ヲ發シテ慥ニ説經ハ一時ハカリ
尺シヌ後世ノ事ハ此ニソ必ス助カラムト思給ヘ講師ノ説經ヲシ
サシテ下タラハコソ魔縁ニ妨ラレタルニテモアラメ此ハ説經師ヲ
エ妨ス成ヌレハ歎キ給フヘキニモアラス湛然カ事ノ違ヒタラムハ
カクキ、ツレハ同事也ト云ヘハカク仰ラル、カウレシキ事ト云ナカラ
又泣ヌ心ノ中ニハイミシキ罪ヲモツクリテイヌル守カナト思テ
京ニ上テカタリヒロケテケルナリ

III 二十四オ―二十五オ

宇記云実因僧都ト云人有ケリイミシキ力アル人ニテソ有ケル
ヒルネシタリケルニ我弟子共ノ胡桃子ヲ取モテキテ足ノ指十カ
ハサマニクルミハヲハサミタリケレハソラネヲシタリケルニ打任テハサマ
レテ後ニノヒスル様ニテウメキテ足ヲサシノヘケレハハノクルミ一度ニ
ハラくトクタケニケリサハカリノ力アル人トモシラス内ノ御修法シテ
御加持ニ參テ番僧ハ皆婦ニケリシハヒトリ候テ夜ウチフケテ
罷出ントテ童部ハ有ラムト思ケルニハキ物許ヲ置テ童部モミヘ
サリケレハ只獨リ衛門ノ陣ノ方ヨリ歩ミ出ケル二月ノ明カリケレハ
武徳殿ノ方サマニ行ケルニカルヒカニシヤウソキタルヲノコノヨリキテイツチ

御マスソ負レサセ給ヘ負テキテタテマツラムト云ケレハ心安ク負レ
タリケレハカ(キ)負テ西ノ大宮ニ案サマニ走ケリトモカクモイハス騒ラカ
ニ負レテ行程ニ辻ニ走出テコ、ニオリ給ヘトイヘハ僧都コ、ヘヤハ我ハ
コムト思ツル壇所ヘコソイカントシツレト云ケレハ例ノ只アル僧ノキヌ厚ク
キタルナメリトミテ剃ムトシケルニオリシト云ケレハアラ、カニウチフリ
コエヲイカラカシテイカテオリシトハイフソフ御房ハ命ハ惜クハナキ
カ其キヌ得サセヨト云テ立カヘラムトシケレハ僧都カクハ思ハサリツ我ヲ
糸惜カリテ負テキテユカントスルトコソ思ヒツレ寒キニ衣ハエヌカシト
云テ腰ヲキシトハサミタリケレハ大ナラム木ナトシテ腰ヲハサミ切ム様ニ
オホヘケレハ其時ニ男堪カタカリテアシウ仕テケリアヤマチ申サムト思
ツルカ愚ニ候ケリサラハ御マサム処ニキテユキ奉リ候ハン腰ヲスコシユルヘ
サセ給ヘ目抜ケ候ヌヘシト難堪ケナル声ニテ云ケレハトコソ云メトテ輕ク
成テ負レタリケレハイツチ御マサムスルソト、ヘハ宴ノ松原ニテ月ミムト

二十四ウ

思ツルヲ汝カサカシクコ、ニ負テキタレハマツソコヘ將テ行テ月ミセヨ
ト云ケレハ本ノ如クニカキ負テ宴ノ松原ニ將テ來ニケリソコニテサハ
オリサセヲハシマシネマカリ候ナントイヘトモ尚許サテ負レナカラ月
見嘯キテ時ノウツルマテタテリ男ノワフル事物ニモニネトモ右近ノ
馬場コソユカシケレソコヘ將テユケトイヘハイカテカサマテハ罷ラムト云テ

只へリニへリ居ルサラハトテ又腰ヲスコシハサミケレハアナ堪カタマカリ候ハムトワヒ声ニイヒケレハ又軽ク成ニケリ又負補入トテ右近馬場サマニユキケリソコニテ又負レナカラ哥ナカメナト無期シテ其ヨリキヘシノ馬場ニテ下サマニナカメヤラムソコヘキテユケトイワイナフヘクモナケレハワフく又キテユキヌソレヨリ又西ノ京ヘキテユカレヌカヤウニシツ、夜ノ明ルマテ負レテ行キテ曉方ニソ房ニ帰テ縁ノ上ニオリテ着タリケルキヌ（ヲ）一脱テウチカツケテ内ニ人ニケレハ無期ニ息ツキヨリテキヌカキイタクテカツくトシテ出テマカリニケリ辛キメミタル男ナリケリ

「二十五オ

IV 三十六ウー三十七ウ

宇記云播磨国書写山ニ性空上人ト申ス聖御坐ケリ年久ク成タル持経者ナレハ世靡キテ貴クスル事無限ト融院ノ天皇位下サセ給テ後悩セ給コト有ケレハ書写ノ上人コソ年来持経者ナレハサリトモ験アラメナト人々申ケレハ能藤五ト云兵ヲ召テタシカニスマウトモキテ參レト被仰テ遣サレケレハ御倉ノ小舎人ナト具シテ乘ヘキ馬ヒカセテ忽キテ播磨へ下ル日ノ暮ヌレハ摂津国ノ梶原寺ノ僧坊ニ留リヌ夜ル日ウチサメテ思フニコレハ年来無止キ持経者也若參ラン事スマハンヲ強ニ懐テ馬ニノセムハ何ナルヘキ事ニカアラム糸惜クモアルヘキ事カナト思臥タルニ長押ヨリ鼠ノ走渡ルニ枕ノ上ニ物ノ搔落サレタルハ紙ノ

ヤレノ落タルナリケリ火ノ光ニアテ、ミレハ経ノ破タルカ落タリケリ其

「三十六ウ

経ノ文字ヲヨメハ悩乱說法者頭破作七分如阿梨樹枝ト云所ノ限りヤレノコリ給ヘリコレヲ奉見ニ最ト厭シテ落給ツラムト思フニ悲ウ頭ヨリ毛タリテ為方ナク覺ユ夜明ヌレハ仰ヲ承ヌタ、ニ帰ヘキニアラネハ夜ヲ昼ニナシテ書写山ニ行ツキテ持経者ノ坊ニ行テミレハ清谷ノハサマニ三間ノ萱屋ヲ造一間ハ昼居ル所地火爐ナトヌリテアリ次ノ間ハ臥給所ナメリ薦カケメクラシタリ次ノ間ニハ普賢懸奉リテ他ノ仏マシマサス行道ノ跡板ニクホミテツキタリミルニ潔ク貴コト限ナシ上人何事ニテイマシタル人ソト問給ヘハ一院ノ御使ニテ參ソル也其故ハ日来御悩アレハサマくノ御祈アレトモ今ニ其験シマシマササレトモ上人ハカリソ心ニク、憑モシクハヲハスヘケレ必可參給之由請シ奉レ若參給ハスハ婦リ參スマシキ由ノ仰ヲ承タレハ參ラント思召ストモ助サセ給ヘ一人ヲ徒ニナシ給フナトワリナキ氣色ヲシテ云ケレハ此上人サマアルヘキ事ニモ非ス參ン事イト安シ但此山ヲイテシト仏ニ申テシ事也サレハ此由仏ニ暇申

「三十七オ

侍ラムトテ仏ノ御方ニ歩入ハ能藤五タユメテ逃ナムトスルナメリト思テ郎等共ヲ坊ノメクリニスへ廻ラシテアリ上人ハ仏ノ御前ニ居テ鐘ヲタカヤカニ打テ大魔障ニ合タリ助給へ十羅刹ト高ク云テ樂①ヲ念珠ヲ摧ケヌハカリモミテ礼スヲ額ノワレヌハカリツキテ七度ハカリ拜テ板

敷ヲ臥マロヒテ泣事限ナシ其時能藤五思様上人將テ參ラストテ
殺ハヨモ殺サシ流シニコソハ流サレメカ、ル上人ヲ強ニシエタケテ參テハ今世
後世ハカク、シキ事アラシク逃ニ此坊ヲ逃ナムト思ケレハ郎等共ヲ招取テ
馬ニ打乗テ鞭ヲアケテ逃ヌ十餘町ハカリ坂ヲ下ル程ニ院ノ仕丁文ヲ
捧テ遇タリ取テ披テミレハ上人迎ル事不可有事也御夢ニ不可
召之由御覽シタレハ仰遣ス処也早罷帰ネト書レタリ悦ハシキ事限ナシ
サテ帰參テ梶原寺ノ事上人ノ坊ノ間ノ事共語申ケレハ御夢ニ聞
食シアハセテイミシウ怖サセ給ケリ凡上人ノ事是ノミナラス希有ノ事共アリ

注

① 『中世文学』卷三十 一九八五年五月。のちに『中世の説話と字問』
(和泉書院 一九九一年)に収録。

② ただし、彰考館蔵本の紙焼を参照したところ、牧野氏による同論文
(注①)の翻刻には目移り等によると思われる誤刻が散見された。改め
て、実相院蔵本と彰考館蔵本との異同を検討することが必要であるが、
彰考館蔵本の所蔵者のご許可が待たれるため、本稿では割愛した。実相
院蔵本と『今昔物語集』との本文比較をも含め、他日を期したい。

③ 『実相院文書未整理分目録(3)』第三六箱 分類番号四一(『実相院
古典籍調査報告資料集第一輯』実相院古典籍調査研究会 二〇〇三年三
月発行 六頁)

④ 原本では「藥」の字を使用している。なお、同話にあたる『今昔物
語集』卷第十二第三十四話「書写山性空聖人語」では、「木蓮子」(鈴
鹿本今昔物語集)影印と考証』安田章編 京都大学学術出版会 一九九

七年)。

〔付記〕 本翻刻にあたり、松本公一氏からは貴重なアドバイスを頂きまし
た。深く御礼を申し上げます。